

課外活動団体部室および倉庫利用に関する申合せ

制定:2015年11月16日  
改定:2016年10月19日  
改定:2018年 2月15日

(目的)

第1条 本申合せは、課外活動団体(以下「団体」という)が大学内で使用する部室および倉庫の利用方法について定めるものとする。

(許可物品)

第2条 団体の活動に必要な物品を許可物品とし、部室での保管および倉庫への収納を総部会が許可するものとする。

(禁止物品)

第3条 次の各号に該当する物は、部室での保管および倉庫への収納を禁止することができるものとする。

- (1) 火気
- (2) 必要のない飲食品
- (3) 刃物等の危険物
- (4) 用途が不明と確認された物
- (5) その他必要がないと認められた物

(特別許可物品)

第4条 第3条に該当する物品のうち、特定の団体が課外活動に使用する物品に関して、次の各号をすべて満たした場合に特別許可物品とし、部室での保管および倉庫への収納を許可することができるものとする。

- (1) 団体が物品の使用目的を総部会に説明できる物であること
  - (2) 安全な保管方法が確保できること
  - (3) 総部会が承認をした物であること
2. 物品の使用目的の説明および総部会の承認に関しては、総部会の監査ののち、総部会会長が決定するものとする。

(点検)

第5条 総部会執行部は、各団体の倉庫の利用状況を確認するため、1年に1回以上、部室内および倉庫内の物品の確認および記録を行うことができるものとする。

2. 点検を円滑に行うため、各団体は部室および倉庫の解錠を行うことができる部員を立ち合わせるものとする。
3. 点検は、特別許可物品リストおよび前回記録された禁止物品リストをもとにして、総部会執行部が行うものとする。
4. 部室の点検は各団体の活動場所のうち、クラブハウスおよび課外活動共用施設内にあるものを対象とする。

(罰則)

第6条 総部会は、点検によって違反が認められた団体に対し、改善の警告をする。違反の改善が見られない場合は予算規約に準じたペナルティを与えることができる。なお、重大な違反であると認められた場合には、別途罰則を与えることができるものとする。

(本申合せの改定)

第7条 本申合せの改定を行う場合には、改定案を総部会に提出の上、総部会定例会にて告知し、総部会所属団体の2/3以上の承認を得る必要があるものとする。

(その他)

第8条 この申合せについて、許可物品、禁止物品および部室、倉庫の使用等に関し、疑義が生じた場合は、総部会定例会にて調整するものとする。

以上

参考:許可物品, 特別許可物品, 禁止物品の具体例

○許可物品:サークルの活動に必要な物

例: 課外活動で使用する道具(各競技や練習で使用されるボール等)  
ユニフォーム

○特別許可物品: 申合せの第4条を満たし, 総部会会長が認めた物

○禁止物品:原則, 課外活動に必要な物

火気	発火を目的とした物	マッチ, ライター等
	着火を目的とした物	ガソリン, 灯油等
	発火の恐れのある物	極度に発熱する物等
飲食物	食料品	劣化, 腐敗の著しい物および課外活動に必要な物
	飲料品	課外活動に必要な物
危険物	刃物	刃物等
	薬品	化学薬品等
	その他	危険物と思われる物
使途不明品	娯楽用品	課外活動を行うにあたって, 使途が明確でない物
	電化製品	
	教科書類	
	その他	

○過去の倉庫点検で禁止物品とされた物

火気	ガスボンベ, 炭, ライター
飲食物	たこ焼きソース, コーラ, お茶, 酒類
危険物	斧, 鎌, 鉋
使途不明品	課外活動に必要な物(ボール, シャトル, バット), 玩具(エアホッケー), 冷蔵庫, テレビ, ホットプレート